

令和5年第5回中間市議会定例会会期日程

(会 期 11月28日～12月14日：17日間)

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
11月28日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 第37号議案中間市第5次総合計画基本構想の策定についての撤回について 3. 選挙第2号・選挙第3号 4. 諮問第3号 5. 第42号議案～第56号議案 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
11月29日	水	休 会		
11月30日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 選挙第3号中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙に係る補充の順序について 3. 第42号議案～第45号議案 第47号議案～第56号議案 [質疑・委員会付託]
12月 1日	金	休 会		
12月 2日	土	休 会		
12月 3日	日	休 会		
12月 4日	月	休 会	委員会	
12月 5日	火	休 会	委員会	
12月 6日	水	休 会	委員会	
12月 7日	木	休 会	委員会	
12月 8日	金	休 会	委員会	
12月 9日	土	休 会		
12月10日	日	休 会		
12月11日	月	休 会		
12月12日	火	休 会		
12月13日	水	休 会		
12月14日	木	開 議 午前10時		1. 第53号議案公の施設の指定管理者の指定について(中間市さくらの里農産物直売所)の訂正について 2. 第57号議案 「 議案上程・提案理由説明・質疑 」 「 採決・委員会付託 」
			市民厚生委員会	
			産業消防委員会	
		開 議 委員会終了後		3. 第42号議案～第45号議案 第47号議案～第57号議案 4. 意見書案第11号～意見書案第13号 5. 決議案第1号 「 提案理由説明・委員長報告 」 「 質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第5回中間市議会定例会

令和5年11月28日

(報告書の受領)

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を、令和5年10月10日付で教育長から受領した。
2. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を令和5年10月4日、10日、16日、25日、11月20日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 令和4年度・令和5年度一般会計及び特別会計等 | 令和5年5月～9月分 |
| (2) 令和5年度中間市水道事業会計 | 令和5年4月～9月分 |
| (3) 令和5年度中間市公共下水道事業会計 | 令和5年4月～9月分 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和5年10月31日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

総 務 課	令和2年度
	令和3年度
	令和4年度

市長公室	令和元年度
	令和2年度
	令和3年度
	令和4年度

(意見書の提出)

4. 令和5年9月28日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書
- (2) 全国一律最低賃金制度の導入と時給の引き上げを求める意見書
- (3) 健康保険証の存続を求める意見書

令和5年 第5回 12月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第1日）

令和5年11月28日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和5年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 第37号議案 中間市第5次総合計画基本構想の策定についての撤回について
- 日程第 3 選挙第2号 中間市選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 4 選挙第3号 中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第 5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
（日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 6 第46号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 7 第42号議案 令和5年度中間市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 8 第43号議案 令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第 9 第44号議案 令和5年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 第45号議案 令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（日程第7～日程第10 提案理由説明）
- 日程第11 第47号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第48号議案 中間市職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第49号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第51号議案 中間市総合会館条例
（日程第11～日程第14 提案理由説明）
- 日程第15 第50号議案 中間市保健センター設置条例を廃止する条例
（日程第15 提案理由説明）
- 日程第16 第52号議案 中間市中央公民館条例
（日程第16 提案理由説明）
- 日程第17 第53号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市さくらの里農産物直売所）
- 日程第18 第54号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）
- 日程第19 第55号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター外7施設）

日程第 20 第 56 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市市民会館）
（日程第 17～日程第 20 提案理由説明）

日程第 21 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番 小林 信一君	2 番 堀田 克也君
3 番 田口 善大君	4 番 蛙田 忠行君
5 番 柴田 芳信君	6 番 田口 澄雄君
7 番 山本 慎悟君	8 番 安田 明美君
9 番 掛田るみ子君	10 番 中尾 淳子君
11 番 阿部伊知雄君	12 番 大和 永治君
13 番 柴田 広辞君	14 番 下川 俊秀君
15 番 井上 太一君	16 番 中野 勝寛君

欠席議員（0名）

欠 員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	田代 謙介君
教育長 ……………	蔵元 洋一君	総務部長 ……………	後藤 謙治君
保健福祉部長 ……	冷牟田 均君	市民部長 ……………	米満 孝智君
教育部長 ……………	北原 鉄也君	教育部参事 ………	森 秀輔君
環境上下水道部長 ……………			田中 秀一君
建設産業部長 ……	村上 智裕君	消防長 ……………	高野 智宏君
総務課長 ……………	井上 篤君	財政課長 ……………	持田 将一君
企画課長 ……………	芳賀麻里子君	福祉支援課長 ……	山本 竜男君
健康増進課長 ……	八汐 雄樹君	介護保険課長 ……	向 貴幸君
人権男女共同参画課長 ……………			石井 浩司君
課税課長 ……………	大内 智二君	生涯学習課長 ……	亀井 誠君
建設課長 ……………	白石 和也君	産業振興課長 ……	宮崎 泰司君

選挙管理委員会事務局長 久場康三郎君

事務局出席職員職氏名

事務局長	佐伯	道雄君	書	記	志垣	憲一君
書	記	本田	裕貴君	書	記	新
						理宏君

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 5 年第 5 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 12 月 14 日までの 17 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 17 日間と決しました。

日程第 2. 第 37 号議案中間市第 5 次総合計画基本構想の策定についての撤回について

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、第 37 号議案、中間市第 5 次総合計画基本構想の策定についての撤回についてを議題といたします。

第 37 号議案の撤回についての理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 37 号議案、中間市第 5 次総合計画基本構想の策定についての撤回につきまして、理由をご説明申し上げます。

中間市第 5 次総合計画基本構想の策定につきましては、本年の第 3 回定例会において、第 37 号議案としてご提案いたしました。この議案の審議に当たっては、その重要度に鑑み、議会におかれましても特別委員会を設置されており、現在、同委員会において継続審議を行っていただいているところでございます。この計画の策定に当たって、検証が不十分である等、様々ご意見をいただきましたことから、その対応について検討を重ねました結果、事案の重要性に照らし、撤回することが妥当であるとの判断に至りました。

つきましては、特別委員会の設置等、格別のご対応をいただいているところでござい

ますが、当該議案を撤回いたしたく、これを申し出るものでございます。

なお、今後につきましては、いただいたご意見を十分に参酌した上で、内容を精査し、改めて中間市第5次総合計画基本構想を策定し、議会にお諮りする所存でございます。

○議長（中野 勝寛君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております第37号議案、中間市第5次総合計画基本構想の策定についての撤回については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第37号議案、中間市第5次総合計画基本構想の策定についての撤回については、これを承認することに決しました。

日程第3. 選挙第2号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第3、選挙第2号、中間市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市選挙管理委員会委員に、原田慶雄君、井上俊子さん、松本充子さん、平池千里さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長においてご指名いたしました諸君を、中間市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、中間市選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第4. 選挙第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第4、選挙第3号、中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市選挙管理委員会委員補充員に、安田光太郎君、渡邊美由紀さん、大塚隆章君、水口厚君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、中間市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、中間市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第5、諮問第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第5、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本市の人権擁護委員であります中垣美子氏が、本年6月30日付けでご退任されました。同氏におかれましては、10年6か月にわたってご活躍いただきました。同氏の長年にわたるご尽力につきましては、深く感謝いたしているところでございます。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、後任といたしまして、社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられる花田美奈子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。ご審議のほど、

よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号については、候補者を適任と認めることにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号は適任と認めることに決定いたしました。

日程第6. 第46号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第6、第46号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第46号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年の人事院勧告に基づき、一般職職員の給与の改定を行うものでございます。民間においては、業績改善及び物価上昇等を背景として、人材確保上の必要性等を踏まえた積極的な賃上げが行われており、本年の人事院勧告においては、給料表の給料月額にあつては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置き、平均1.1%引

き上げることにより、大卒程度の初任給を1万1,000円、高卒程度の初任給を1万2,000円引き上げ、本年4月1日に遡及し適用すること、期末勤勉手当にあっては、0.1か月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すること等が勧告されております。

なお、条例の施行日につきましては、給料表に係る改正は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用することといたしております。また、期末手当及び勤勉手当に係る改正は、本年に支給される手当に係る改正にあっては、令和5年12月1日から、来年以後に支給される手当に係る改正にあっては、令和6年4月1日から施行することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第46号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

共産党の田口澄雄です。第46号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、意見を付しての賛成といたします。

今年度の給与改定については、民間給与を3,869円、率にして0.96%を下回るとして、若年層に手厚い対応を行いました。その結果、大卒初任給で月1万1,000円、高卒で1万2,000円の引き上げ、全体として率にして1.1%の引き上げとなりましたが、民間の初任給とは依然として大きな格差があります。また、改定後の高卒の初任給は時給で992円であり、地方最低賃金審査会の全国平均1,004円を下回っています。

中間市の今回の改定による高卒初任給の時給は1,017円であり、地方最賃平均の1,004円は上回っていますが、辛うじて上回っている程度です。自治労連の調査した全国最低生計費試算調査では、福岡県では月額必要額が男性16万1,660円、女性で16万9,945円であり、これを時給に直しますと、男性では1,517円、女性で1,577円であり、中間市の1,017円にしても、憲法で謳う健康で文化的な最低限度の生活を支える額には到底及びません。

また、かねてより問題点を指摘してきた人事評価制度の対応として、今回の国の改定が、

勤勉手当の成績率を2倍に引き上げたことは到底容認できません。中間市としても、これを行っておりますので、再考すべき問題であります。こうした手法こそ職場に対立を持ち込み、職員の公務員としてのやる気を損なわせるものです。人事評価制度そのものを生活給としての観点で見直すべきだと考えます。給与が上がること自体については、反対をいたしませんので、これら意見を付しての賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第46号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 第42号議案

日程第 8. 第43号議案

日程第 9. 第44号議案

日程第10. 第45号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第7、第42号議案から日程第10、第45号議案までの補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第42号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容について、まず歳出からご説明いたします。

性質別経費につきましては、人件費におきまして、人事異動に伴う款項ごとの過不足の内部調整等を行うとともに、第46号議案でご提案いたします職員の給与の改定に伴い、期末手当等を増額いたしております。

次に、目的別経費につきましては、総務費におきまして、自転車の盗難等の犯罪抑止を目的として、駅前駐輪場の老朽化した防犯カメラを更新するための経費に400万円を、

前年度の国県支出金の金額確定に伴う返還金に3,510万円をそれぞれ計上する一方で、事業の財源調整のため、財政調整基金積立金を1億3,170万円減額いたしております。また、法改正に伴う戸籍システム等の改修委託料に740万円を計上いたしておりますが、これにつきましては、国の計画に合わせて実施することとなるため、既定の予算額と合算した1,350万円の繰越明許費を設定しております。

民生費におきましては、給付額が当初の見込みを上回る水準で推移していることを受けまして、障がい者福祉サービスに係る扶助費を8,730万円、子ども医療費を1,200万円、重度障がい者医療費を940万円、それぞれ追加計上いたしております。また、特別会計繰出金につきましては、人件費の増額等に伴いまして、特別会計国民健康保険事業繰出金を230万円、後期高齢者医療特別会計繰出金を340万円、介護保険事業特別会計繰出金を210万円、それぞれ増額いたしております。加えて、県補助金を活用し、保育所等に対し、電気及びガス料金並びにガソリン代の高騰分を補助する経費に160万円を計上いたしております。

土木費におきましては、親水公園トイレの解体工事につきまして、アスベストの含有が判明したことに伴い増工が必要となるため、既定の予算に170万円を追加いたしております。

教育費におきましては、部活動の地域移行に向けた環境整備等に必要な経費として80万円を計上いたしております。また、電気料金高騰の影響等により、小学校費に90万円、中学校費に190万円の光熱水費をそれぞれ追加計上しております。

次に、歳入につきましては、国庫支出金におきまして、障害者自立支援給付費負担金2,660万円、障害児施設給付費国庫負担金1,690万円をはじめとして、合計5,490万円を計上いたしております。県支出金におきましては、障害者自立支援給付費負担金1,330万円、障害児施設給付費県負担金840万円をはじめとして、合計2,800万円を計上いたしております。

諸収入におきましては、前年度の実績額の確定に伴い、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金を2,250万円計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億555万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ187億9,635万2,000円とするものでございます。

次に、第43号議案、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、職員の育児休業の取得に伴う会計年度任用職員の任用に要する経費を300万円、令和4年度に交付を受けておりました福岡県国民健康保険普通交付金の額の確定等に伴い、過交付分の償還金を3,280万円追加いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金を１０万円計上いたしております。なお、この補助金は、本年４月１日以降の出産に対する出産育児一時金の上限が引き上げられたことによる市町村の負担を軽減するために、令和５年度のみの特時的な措置として新設されたものでございます。また、歳出の増額補正に伴い、一般会計繰入金を２３０万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ３，４９９万２，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５５億１，９９２万円とするものでございます。

次に、第４４号議案、令和５年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしまして、介護報酬の改定等に伴うシステム改修委託料として２３０万円を計上するとともに、地域介護予防活動支援事業委託料を１７０万円、任意事業や認知症総合支援事業等に従事する職員の人件費を４００万円増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入といたしまして、介護保険事業等に係る国庫支出金を３１０万円、地域支援事業に係る支払基金交付金を４０万円、同じく地域支援事業に係る県支出金を９０万円、事務費繰入金等の一般会計からの繰入金を２１０万円、前年度繰越金を１３０万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ８１１万１，０００円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ５４億７，０５０万９，０００円とするものでございます。

次に、第４５号議案、令和５年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、人事異動に伴い、職員人件費を総額３４０万円増額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、職員人件費の増額に伴い、一般会計からの事務費繰入金を３４０万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ３４０万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ９億１９７万１，０００円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております補正予算４件に対する質疑は、１１月３０日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第１１．第４７号議案

日程第 1 2. 第 4 8 号議案

日程第 1 3. 第 4 9 号議案

日程第 1 4. 第 5 1 号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 1 1、第 4 7 号議案から日程第 1 3、第 4 9 号議案まで及び日程第 1 4、第 5 1 号議案の条例改正 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 4 7 号議案、中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本市が直面している課題に対応し、少子高齢化対策、福祉の充実、経済成長の促進などの施策による良質な市民サービスを提供していくために、機構改編を実施することに伴うものでございます。

機構改編の主な内容といたしましては、まず、より戦略的な行政運営を行うことを目的として、未来創造部を新設し、総務部から企画課、情報管理課及び公共施設管理課を移管し、併せて、情報管理課の名称について、よりわかりやすく、広く浸透しやすいものとするために、デジタル推進課に改称することといたしております。

次に、市の魅力発信を効果的、効率的かつ戦略的に行うための体制強化及び組織の集約化を目的として、課としての市長公室のあり方を見直し、総務部市長公室に組織されている広報係を戦略的な行政運営を担う未来創造部に組織されている企画課に移管するとともに、課としての市長公室を廃止した上で、総務部総務課に市長公室及び秘書係を設置することといたしております。

次に、児童福祉法の改正により、令和 6 年 4 月からこども家庭センターの設置に努めることが各市町村に義務づけられました。その対応として、保健福祉部の組織及び事務の所掌を見直し、同部健康増進課に組織されている母子保健係を同部こども未来課に移管するとともに、同課に組織されている子育て支援センターをこども支援係に改称し、これらの係と家庭児童相談係を合わせた 3 つの係を統轄する組織として、同課にこども家庭センターを設置することといたしております。

最後に、分野ごとに、より地域に踏み込んだ積極的な経済振興を図ることを目的として、建設産業部に組織されている産業振興課の組織について、商工観光課及び農業政策課に再編新設することといたしております。

以上の機構改編により、7 部 3 1 課 1 室 3 局からなる本市の機構を 8 部 3 0 課 3 室 3 局といたしますことから、その所掌する事務について整理し、条例改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

次に、第48号議案、中間市職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、職員定数を近年の社会情勢等により変動した現状の職員数に沿ったものに見直すとともに、先ほど第47号議案でご説明いたしましたとおり、令和6年4月1日に実施を予定しております機構改編に伴い、各事務部局等の職員定数を再配分するものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、現状に照らして全庁的な調整を行った上で、業務上兼職等が見込まれる事務部局について、これに対応するために必要な定数に見直しております。また、用字用語の見直しも併せて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、機構改編の実施時期に合わせ、令和6年4月1日といたしております。

次に、第49号議案、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正され、令和6年1月1日から施行されることに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、地方税法施行令の定める基準に従い、国民健康保険の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合に、出産予定月の前月から同月の翌々月までの4か月間にかかる国民健康保険税の所得割額と均等割額を減額するものでございます。なお、双子などの多胎妊娠の場合においては、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間にかかる国民健康保険税の所得割額と均等割額を減額することといたしております。

また、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせ、令和6年1月1日といたしております。

第51号議案、中間市総合会館条例について、提案理由を申し上げます。

中間市総合会館は、平成13年に市民の健康保持と福祉の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供するため、中間市地域総合福祉会館として建設された後、令和3年に公共施設の再編を目的として中間市中央公民館の機能が移転され、現在まで多目的の複合施設として運営されてきました。中間市総合会館のあり方につきましては、複合施設として運営されている間も、公共施設の最適化の取組を推進し、その効果の最大化を図るため、全庁横断の会議において検討を重ねてまいりましたところ、中間市総合会館につきましては、令和6年度以降、中間市中央公民館の機能を他の施設に移転した上で、特に福祉及び保健に関する機能を集約し、引き続き総合的な行政サービスを提供する福祉・保健行政の拠点

施設とすることといたしました。この方針は、本市が従来から掲げるまちづくりの方向性に合致するものでございますが、中間市総合会館につきましては、その位置付けを改める必要が生じますことから、中間市総合会館条例の全部を改正するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、まず、施設の位置付けにつきまして、これまでの複合施設から本館及び別館で構成される単一の施設に改めております。次に、開館時間、休館日等の運営に係る事項及び使用許可、使用料等の使用に係る事項並びに管理に係る事項を定めております。このうち、これまで市長と教育委員会で分掌しておりました施設の使用に係る手続につきましては、施設の位置付けの見直しに伴い市長が所掌することといたしております。さらに、施設の所管の変更を円滑に行うため、施行日以後の施設の使用に関して調整規定を設けております。

また、これまでご説明いたしましたとおり、令和6年度からは中間市総合会館を福祉・保健行政の拠点施設といたしますため、こども家庭センターや保健センターなどの機能を備える予定としておりますところ、議決をいただきましたら、これらの詳細につきましては、必要に応じて規則で定めることとしております。

なお、このたびの施設の機能集約による移転等に伴い、市民の皆様にご迷惑が生じないよう十分な広報を行ってまいります。

また、条例の施行日につきましては、市民の皆様への周知期間を踏まえ、令和6年4月1日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正4件に対する質疑は、11月30日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第15．第50号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第15、第50号議案、中間市保健センター設置条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第50号議案、中間市保健センター設置条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

本市では、市民の健康増進を図るため、平成6年に保健事業の拠点施設として保健センターを設置し、健診をはじめとした各種の事業を行ってまいりました。このうち、こども及び妊産婦を対象とした事業につきましては、先ほど第47号議案においてご説明いたしましたとおり、令和6年4月1日付けの機構改編で子育て家庭を包括的に支援する組織と

してこども家庭センターを設置いたしますことから、同センターに移管する予定としております。また、成人期及び高齢期の保健に関する事業につきましては、後ほど第51号議案でご説明いたしますとおり、中間市総合会館に福祉及び保健に関する機能を集約し、福祉・保健行政の拠点施設とするため、同会館で事業を行う予定でございます。

以上ご説明申し上げましたとおり、保健センターの機能は全て移転することとなり、現在の保健センターの施設は保健事業のためのものではなくなりますので、設置条例を廃止するものでございます。

なお、保健センターの機能の移転により混乱が生じないよう、市民の皆様に十分な広報を行ってまいります。

また、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第50号議案に対する質疑は、11月30日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第16. 第52号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、第52号議案、中間市中央公民館条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第52号議案、中間市中央公民館条例について、提案理由を申し上げます。

中間市中央公民館につきましては、令和3年に公共施設の再編を目的としてその機能が中間市総合会館に移転され、現在に至っておりますところ、中間市総合会館につきましては、先ほど第51号議案でご説明いたしましたとおり、令和6年度から福祉・保健行政の拠点施設とすることといたしております。この条例は、係る方針により、現在、中間市総合会館に設置されている中間市中央公民館の機能を移転するものでございます。

条例の内容といたしましては、中間市中央公民館の位置を現在中間市保健センターが設置されている施設とし、開館時間、休館日等の管理運営に関する事項を定めるとともに、中央公民館運営審議会を設置等について定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

また、今後につきましては、公共施設の最適化の取組を推進し、その効果の最大化を図るとともに、本市が従来から掲げるまちづくりの方向性とも整合するよう、その機能を設置すべき施設について引き続き検討を行ってまいります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第52号議案に対する質疑は、11月30日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第17. 第53号議案

日程第18. 第54号議案

日程第19. 第55号議案

日程第20. 第56号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に日程第17、第53号議案から日程第20、第56号議案までの公の施設の指定管理者の指定4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第53号議案、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市さくらの里農産物直売所は、本市の農業振興及び川西地区の地域活性化を図り、もって住民の福祉を増進することを目的とする施設でございます。同施設の管理運営につきましては、その設置目的及び性質に照らし、民間事業者が有するノウハウを活用するために指定管理者による管理を行っておりますが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了となります。同施設につきましては、民間事業者が有するノウハウを活用した管理を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和6年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、一般社団法人新鮮市場さくら館が指定管理者として同施設を管理運営しており、施設使用料が約定どおり遅滞なく納入されている等の実績を総合的に判断しました結果、本来は公募によるべきところではございますが、指定管理者選定委員会の審議を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によることなく、引き続き同法人を指定管理者の候補者として選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度の運用方針に基づき、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上により、一般社団法人新鮮市場さくら館を中間市さくらの里農産物直売所の指定管理者として指定し、指定期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第54号議案、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市民図書館は、市民の文化、教養の向上を図ることを目的とする施設でございます。同施設の管理運営につきましては、その設置目的及び性質に照らして、民間事業者が有するノウハウを活用することで同施設の利用の増進を図るために、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますが、令和6年3月31日をもちまして、指定期間が満了となります。同施設につきましては、指定管理の導入後、入館者数や図書貸出し冊数が増加するなど、民間事業者による管理運営が効果的に行われており、引き続き指定管理を行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和6年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、同条例第2条の規定に基づき公募を行いましたところ、株式会社図書館流通センター1社からの申請がございました。申請のありました同社に対しましては、指定管理者選定委員会において、施設の事業計画及び収支計画、当該事業者の経営状況、施設運営計画等の書類審査を行い、その結果、指定管理者の候補者として引き続き同社を選定いたしております。

選定の理由といたしましては、同社は、安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、事業計画についても当該施設の基本理念など目的を十分に理解し、地域の住民にとって役立つ図書館の実現に向けた具体的な事業展開が期待できること、また、同施設を含む公立図書館の指定管理者の受託経験も豊富で、今後も民間企業のノウハウを活かした事業展開など、利用者サービスの向上が大いに期待できることによるものでございます。

以上により、株式会社図書館流通センターを中間市民図書館の指定管理者として指定し、指定期間を令和6年4月1日から令和7年9月30日までの1年6か月間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第55号議案、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市が有する社会体育施設である中間市体育文化センター、中間市武道場天道館、中間市弓道場、中間市幼児用プール、中間仰木彬記念球場、ジョイパルなかま庭球場、屋島庭球場及び中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの8施設は、いずれも市民の健康増進及びスポーツの振興を図ることを目的とする施設でございます。これらの施設の管理運営につきましては、地域に密着し、効率的かつ効果的な管理運営により、市民の健康増進及びスポーツの振興に寄与するために、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますが、令和6年3月31日をもちまして、指定期間が満了となります。これらの施設につきましては、地域に密着し、効率的かつ効果的な管理運営により、市民の健康増進及びスポーツの振興という目的を達成するため、指定管理者による管理運営を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和6年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、これらの施設の指定管理者として、一般社団法人中間市スポーツ協会の前身である中間市体育協会及びミズノスポーツサービス株式会社による共同企業体が、平成26年度から現在までの間、その管理運営を担ってきたところですが、これまでの地域密着型の運営に加え、指定管理の経験とノウハウを蓄積したことにより、従前より効率的かつ効果的な管理運営による事業効果が期待できることから、指定管理者選定委員会による審議を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によらず、指定管理者の候補者として一般社団法人中間市スポーツ協会を選定いたしております。

以上により、一般社団法人中間市スポーツ協会を中間市体育文化センター外7施設の指定管理者として指定し、指定期間を令和6年4月1日から令和7年9月30日までの1年6か月間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第56号議案、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市市民会館は、市民の教育文化活動の支援を図り、もって豊かな文化を育み、感性あふれる人づくりを通じて、文化の薫るまちづくりに寄与することを目的とする施設でございます。同施設の管理運営につきましては、同施設内に設置されている設備に係る専門的な技術及び経験を持つ者により、設置目的の効果的な実現及び効率的な管理運営を行うため、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますが、令和6年3月31日をもって、指定期間が満了となります。同施設につきましては、その設置目的の効果的な実現及び効率的な管理運営を達成するため、設備の運用に係る技術及び経験を有する指定管理者による管理運営を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和6年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、同施設の指定管理者として公益財団法人中間市文化振興財団が、平成18年度から現在までの間、その管理運営を担い、地域に密着した自主事業の実施や、同施設の活用を通して同施設の設置目的である市民の教育文化活動の支援及び文化振興に寄与しており、今後についても、その専門的な技術及び経験を活かし、これまで以上に地域の活力を積極的に活かした管理運営による事業効果が期待できることから、指定管理者選定委員会の審議を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によらず、指定管理者の候補者として同財団を選定いたしております。

以上により、公益財団法人中間市文化振興財団を中間市市民会館の指定管理者として指定し、指定期間を令和6年4月1日から令和7年9月30日までの1年6か月間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております公の施設の指定管理者の指定４件に対する質疑は、１１月３０日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２１．会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第２１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８５条の規定により、議長において堀田克也君及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。

午前10時47分散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 堀 田 克 也

議 員 下 川 俊 秀